



2024年5月17日

各 位

会社名 株式会社 福島銀行
代表者名 取締役社長 加藤 容啓
(コード番号 8562 東証スタンダード市場)
問合せ先 常務取締役企画本部長 鈴木 岳 伯
(TEL. 024-525-2525)

(訂正) 「第三者割当による普通株式の発行、定款の一部変更並びに
資本準備金及び利益準備金の額の減少に関するお知らせ」の一部訂正について

2024年5月14日に公表いたしました「第三者割当による普通株式の発行、定款の一部変更並びに資本準備金及び利益準備金の額の減少に関するお知らせ」につきまして、一部訂正すべき事項がございましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の理由

記載内容に一部訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するものであります。

2. 訂正の内容

訂正前の内容として記載すべき事項及び訂正後の内容として記載すべき事項に既に下線が付されている箇所があることから、訂正箇所は (二重下線) を付して表示してまいります。

(訂正前)

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<新設>	(前略) 第12条の10(B種優先配当金) <u>当銀行は、第50条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)</u> またはB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対し、

普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、B種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭(以下「B種優先配当金」という。)の配当をする。配当年率は8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して第12条の3に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

2

(略)

3

(略)

(後略)

(訂正後)

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<新設>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>第12条の10(B種優先配当金)</p> <p><u>当銀行は、第50条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)</u>または<u>B種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)</u>に対し、<u>普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)</u>および<u>普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)</u>に先立ち、<u>B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)</u>に、<u>B種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭(以下「B種優先配当金」という。)</u>の配当をする。配当年率は8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度において<u>B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して第12条の11に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</u></p> <p>2 (略) 3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(後略)</p>

以 上